

2の⑫ アセスメントシート等の写しの添付でも差し支えない。

2の⑬ 発生または発見のいずれかに○をつけること。

3の⑭ ・居宅における事故とは、ヘルパー等による介護サービス中におこる事故である。

3の⑮ ・「職員の違法行為・不祥事」とは、利用者の個人情報紛失、送迎時の飲酒運転、預かり金の紛失・横領等である。
・「その他」については、事業所の災害被災等である。

3の⑯ ・報告書提出時点で、入院日・退院予定日が分かっているときは、記載すること。

3の⑩ ・「従業者の直接行為」とは、
故意、過失を問わず、従業者の直接行為が原因で事故が生じた場合。
・「介助中の注意不足」とは、
従業者の直接行為が原因ではないものの、従業者の介助中の事故が生じた場合。
・「従業者の見守り不十分」とは、
居室やトイレ等において、介助時以外に転倒等の事故が生じた場合に選択すること。
・「その他」とは、
感染症、食中毒、原因が不明な場合等に、その内容を記載すること。

4の㊦ ・従業者の直接行為が原因で生じた事故、従業者の介助中に生じた事故のうち、利用者の生命、身体に重大な被害が生じたもの（自殺、行方不明等、事件性の疑いがあるものを含む）については、管轄の警察署へ連絡すること。
・感染症、食中毒等が生じた場合は、管轄の保健所へ連絡すること。

5の㊧ 「再発防止のための方策」について、検討中の場合は「未定、検討中」として事故報告書は速やかに提出すること。その後、検討した結果について、改めて報告すること。

※1 基本的に、利用者個人ごとに作成するが、感染症・食中毒等において、一つのケースで対象者が多数に上る際は、事故報告書を1通作成し、これに対象者のリスト（2「対象者」、4「事後の対応」、各人の病状の程度、搬送先等の内容を含むこと。）を添付してもよい。

※2 入所者及び利用者の事故について、事業所所在地の保険者と入所者等の保険者双方へ報告すること。

※3 対象者が、報告後に容態が急変して死亡した場合等は、再度報告書を届け出ること。